

社会福祉法人幸福荘 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸福荘（以下、「法人」という。）定款の規定に基づき、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報酬支給額)

第2条 役員等が法人および施設の運営の為の業務や会議等の職務にあたったときは、1日につき10,000円（源泉所得税を除く）を支給することができる。ただし、交通費を含むものとする。

2 施設の職員を兼務する役員等について、職員としての業務時間に役員等の職務にあたる場合は支給しない。

(費用)

第3条 役員等が職務のため出張する場合は、通常の間路および方法により算出した旅費の実費を支給する。ただし、近郊は施設車両を利用することとし旅費は支給しない。また、宿泊を要する業務の場合は、その費用も合わせて支給する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会の決議を経て、評議員会の承認をもって改正する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。